平成２７年（フ）第８０１号
堺市堺区松屋町１丁28番地12
債務者　沼守　　好
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８１９号
堺市北区船堂町２丁７番31―301号
債務者　佐伯　政俊
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８４１号
大阪府河内長野市高向1030番地の１
債務者　谷口早美子
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８５７号
堺市北区新金岡町３丁２番６―407号
債務者　井上　　浩
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８６１号
堺市堺区神南辺町１丁23番地―502号
債務者　吉本　圭佑
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８６８号
堺市西区浜寺石津町西１丁３番21―407号
債務者　中原　　亮
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２９０号
沖縄県那覇市字宇栄原933番地　座安マンションＮ－４
債務者　宮城　　馨
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２９３号
沖縄県糸満市字兼城340番地　県営住宅浜川団地１号棟1004号
債務者　伊倉　里美
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第３８号
北海道帯広市西13条南11丁目12番地６
債務者　木村　信子
1　決定年月日時　平成27年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第２７７号
岩手県紫波郡紫波町中島字桜田61番地13
債務者　白木　省司
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２７９号
盛岡市中堤町21番23号　コーポカシオペアⅡ103号
債務者　松島　幸平
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２８６号
盛岡市三本柳９地割18番地８　グレースヴィラ205号
債務者　小笠原由希子
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第６７号
新潟県上越市木田１丁目８番33号　コーポ林201号
債務者　木澤　裕美
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第２２６号
愛知県一宮市緑２丁目２番21号　メゾングリーンヒル201号
債務者　髙橋　聡史
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２５６号
愛知県一宮市大和町妙興寺2331番地１
債務者　野口　　猛
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第７５号
岡山県真庭市日名1365番地１アロイコーポ１号、前住所大阪府堺市北区野遠町547番地
債務者　田中　　昇
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第１８４号
長崎県長崎市麹屋町５番35号　下村アパート105号
債務者　吉田　　昇
1　決定年月日時　平成27年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１９９号
長崎県長崎市上小島２丁目３番３号　Ｔ・フォース102、旧住所佐賀県佐賀市高木瀬西４丁目６番２号
債務者　立石　侑宏
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係